

流行初期医療確保措置の知事が定める基準

令和 5 年 8 月 14 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生労働省令第 99 号）第 19 条の 7 の規定に基づき、同条に定める基準を参酌して知事が定める基準を次のとおり定める。

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 36 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる措置
 - (1) 当該措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して 7 日以内に実施するものであること。
 - (2) 法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知又は法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づき当該措置を講ずるために確保する病床数が 10 床以上であること。
 - (3) 法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知（同項第 4 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を受けた医療機関又は法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること
- 2 法第 36 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる措置
 - (1) 当該措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して 7 日以内に実施するものであること。
 - (2) 法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知又は法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づき 1 日あたり 10 人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。